

第二十二回国会
衆議院

文教委員会農林水産委員会連合審査会議録第一号

(七〇七)

昭和三十年七月十九日(火曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員
文教委員長

委員 佐藤 次郎君
委員 宗徳 伊東 岩男君
委員 並木 芳雄君 理事 竹尾 式君
理事 辻原 弘市君
高村 坂彦君 野依 秀市君
藤本 捨助君 米田 吉盛君
河野 正清君 島上 善五郎君
野原 覺君 小牧 次生君
平田 ヒデ君 三宅 正一君
小林 信一君

農林水産委員会

委員長 網島 正興君
理事 白濱 仁吉君 理事 松浦 東介君
理事 鈴木 善幸君 理事 中馬 辰猪君
理事 足尾 覺君 理事 稲富 稔人君
赤澤 正道君 安藤 覺君
五十嵐 吉藏君 井出 一太郎君
伊東 岩男君 石坂 繁君
加藤 常太郎君 木村 文男君
楠美 省吾君 小枝 一雄君
原 拾 思君 川村 善八郎君
田口 長治郎君 淡谷 修藏君
石田 省全君 伊瀬 幸太郎君
中村 時雄君

出席政府委員

文部大臣 松村 謙三君
文部事務次官 寺本 廣作君
文部事務官 稲田 清助君
(大学事務局局長) 小林 行雄君
(文部事務局局長) 小林 行雄君

第一類第六号(附屬の一)

文教委員会農林水産委員会連合審査会議録第一号

昭和三十年七月十九日

農林政務次官 吉川 久徳君
委員外の出席者
文部事務官(管理) 岩倉 武嗣君
同(学校給食課長) 佐藤 清美君
農林事務官(大) 佐藤 清美君
臣官房総合食糧 消費政策室長
農林技官(食糧) 桑原 信雄君
業務第二部長
農林技官(食糧) 田中 勉君
糧食課長
文部委員 石井 勲君
農林水産委員 藤井 信君
農林水産専門員

本日の会議に付した案件
日本学校給食会法案(内閣提出第九九号)

○佐藤委員長 これより文教委員会、農林水産委員会連合審査会を開きます。
日本学校給食会法案を議題とし、審査に入ります。質疑は通告順にこれをを行います。井出一太郎君。

○井出委員 わが国の農政上において酪農が最近きわめて大きなウエートを占めつつあることは申し上げるまでもございませぬ。昨年国会において酪農振興法なるものが通過をいたしました。酪農の大きな期待にこたえようという段階にあって、一方酪農危機といふような事態が生じて参りました。これと申しますのも、底の浅い日本経済の中にあって、デフレの影響といふふうなものが酪農の上に深刻に及んで

参つたといふふうなこともございませう。いずれにいたしましても、当面の乳価の低落をいかに食い止めるか、酪農民の危機をどの方向に血路を開いていくかといふような問題に對して、学校給食の占める重要性といふものは、これまできわめて大きいのであります。このことは今回の日本学校給食会法ができて以前から、実施面においては文部省において、ユニセフその他の外国から供與せられた乳製品等を中心にして数年おやりになつて参つた点でございしますが、今回特にこのような学校給食会という団体を新たに創設されて、本腰をすえてこの問題の解決をしていかれるという段階でございしますので、われわれは問題は一歩前進したと考へております。ただしかし、これをもしも一たび誤まらんか、やはり酪農界に相当な混乱を引き起すおそれがあるのではないかと、こ

う観点から二、三の点を文部大臣に御質問を申し上げたいと存じております。
本論に入ります前に、事務的な問題ですが、ちよつと参考までに伺つておきたいのは、この学校給食会ができて取り扱われるところの数量、これがもし品目別にわかれたら、そういう点も明確にせられたら、その数が、数量と同時に、給食一食当りの単価といふふうな点をまず最初に承わりたいのであります。
○小林(行)政府委員 現在財団法人として日本学校給食会という民間の団体

がありまして、そこで学校給食用物資のうち乾乳、脱脂乳を財団法人日本学校給食会が扱っております。この学校給食会で扱いました脱脂乳の数量は、年度によつて多少異なつてござい

ますが、最近では非常に伸びて参つておりますが、二十九年度におきまして財団法人学校給食会が扱いましたミルクの数量が約一万四千トンくらいかと思つておりますが、そういう数量でござい

ます。これをアメリカから比較的安い値段で購入して各府県を通じて学校に配給するといふことをやつておるのでござい

ます。なほ昨年度の末、本年の三月でございしましたか、国内産の脱脂粉乳も約五百トン程度この学校給食会で購入して配給したことがござい

ます。値段を申しますと、値段は、従来はかなり高い値段で購入してござい

とがその間に出来るわけでございます。それで酪農の面につきましては、文部省の学校給食の問題といたしましては、これは直接第一義のものではないことだけは御了承願えることと思ふのでございます。しかしながらこれによつて、たとえば全国民の食生活の改善に寄与することが大きい、それが一つの大きな目標となるようなわけで、第二義ではありますけれども、酪農との結びつきによつて、そして日本の酪農の発達に貢献することが出来るならば、これは最もけっこうなことでありまして、私もこの面に重点を置いて、この給食の問題と関連して考へねばならぬということを、この間も文教委員会においてしばしばお互いに話し合ひをいたしておるような次第でございます。そういう意味において酪農の保護育成を、この学校給食と関連してやるべきことならば非常にけっこうなことと考えております。

○井出委員 国内の酪農に対しては、文部大臣とされましては深甚な御関心を持っていらっしゃるということがよくわかりました。それで私も、国内で生産される生乳を直接児童の飲用に供することができれば、これは非常にけっこうだと思ふのであります。これに山間僻地等におきましては、これをバターその他に加工をいたすような施設が普及していかない、非常な運搬費を要するとか、あるいはその間に鮮度が低下するとかいうような過隔の地帯にまで酪農を普及させますためには、児童が直接生乳を飲むということが非常にけっこうなことではないかと思ふのであります。かつて低温殺菌を簡易なる高温殺菌に切りかえるという

ようなことをもくろみましたのも、そういう目標があったわけでございますが、ただ現在学校給食に用いておられますグラントその他による――まあこれはコストを無視したようなものでございまして、こういうものとはとても太刀打ちができない、値段の点においてなかなか普及が困難だと思ふのであります。けれどもわれわれがそういうつまでもこういった外国の恩恵にのみたよつておるというわけには参りませんし、早晩国内のミルクを児童給食用に考へるという問題が出てくると思ふのであります。当面過渡的に国内の脱脂粉乳あるいは乳製品、そういうものをやはり新たな学校給食会に買入れの計画を持っていられしやるか、これを承わつておきたい。

○松村國務大臣 ただいまのお話でございますが、外国の品物が参りました、内地の酪農を圧迫するということでございます。これは十分氣をつけねばならぬことでございます。私もこれはこれに対する注意は怠らぬつもりであります。しかしながら今日それならば外国の製品をやめて、それで日本の今日の給食児童にこれらのかわりの物を、内地製ですべてやれるかと申ししますと、そこまで参つていないことも事実でございます。また経済上の関係もございまして、それで今日は外国の物を使つてはおります。しかしそれは漸次内地製の物とかわるというところ、これは考へざるを得ませんので、そういう方針でやつていくべきだと考へております。ことしもあたりも年々少しづつでも内地の酪農製品をよけい使つていこうにやつてゐるわけでございます。そういう意味において

だんだん置きかえていきたいと考へております。ただししかしここにぜひ注意せねばなりませんことは、そういう保護政策によつて、内地の酪農製品を作る会社等が、国のそういう助成などのためにかかつて価格の点、それから製品の点についてどういう傾向が出てくるかということも考へなくてはなりません。それらの会社だけが利益を得て、そして農民にはその利益が転化しないというふうなこともあり得ることでございます。まして、でき得るならば農民の作ったそのものに、直接作用する生乳の考へ方でなろうか、しかし乳製品の物についても今申ししたように漸次置きかわつていく形をとりたい、こういうふうに考へております。

○井出委員 この酪農を安定させるために、農林省においては食糧管理特別会計等において、やはり脱脂粉乳をある程度買入れまして、そうして政府がこれをストックするといふような計画もあるやに聞かれました。この乳製品を長期にわたつて貯蔵するといふことは、変質その他の関係もございまして、相当に困難な面もあるやに思ひますけれども、しかしまるでミルクが流れるようにはならんをすといふふうな現象を生ずました場合には、さういふ手も打たなければならぬと思ひます。そういう際には食糧特別会計で買ったものなどとの学校給食会等がタイアップして、そういうものをやはり使つていこうといふことを考へていられるか、これは予算との関係もございまして、しかし現在児童給食というものが全国的にどの程度にまで普及しておりますか、これは私

明確な数字は知りませんが、まだ日本全国が完全給食にいつておるといふわけではございませんまい。そういうふうな余地があるかどうか、今のようない食糧の買入品といふふうなものと結びつくことができるかどうか、こういう点を伺いたいと思ひます。

○松村國務大臣 今お話のような、食糧がそういう物を買入れ入れて貯蔵する、それをこちらの方へ使つていこうといふことは、これは場合によつては考へ得ることと思ひます。そういう場合にはもちろん十分の考へをいたすわけでございますが、ただ申し上げておきたいと思ひますことは、畜産の振興といふことは、こういう需要の面だけを考へても、それはただわずかの一端にすぎないと思ふのでございまして、酪農振興の全体的面から見ましたならば、飼料その他の点について大きな手を打たなくてはならないと考へるのでございます。それと、この給食による需要の増加と、両方相持つて効果が上るわけと思ひますから、その製品の処置につきましては、もちろん十分連絡をとり、考へをいたしたいと思ひます。ただ学校給食の面においては、経費の点がやはり重点でありますので、その面についても、やはり食糧がだんだん安くなつてくれないから、これはなかなかいかにぬと思ひますから、それらの点と相持つて、農林省ともよく協調をとつて進みたいと考へまして、農林大臣等とも、その面においては絶えず話をいたして進んでおるわけでございます。

○小林(行)政府委員 学校給食の現在の実施の状況と申しますか、これは、実は最近給食の人員等が急激に増加し

ております。御承知かと思ひますが、終戦後アメリカから無償のミルクが入つておつたこともございました。それがたしか二十六年あたりから有償に変わりましたときには、かなりこの人員が減つたことがございましたけれども、最近また非常に勢いを盛り返しまして、給食の人員は非常にふえております。また当然のことではあります。給食の学校数も非常にふえてまいまして、これは本年二月の調査でござい

ますが、小学校で大体五百二十万、それから中学校が自主的にやつておりますのが約十萬、これは完全給食でござい

ます。もちろん完全給食と申ししまして、一回やつておる完全給食もござい

ます。

○小林(行)政府委員 国内産の乾燥脱脂ミルクに対する補助金の問題でございしますが、御承知のように、現在アメリカからかなり安く手に入っており、そのに比べて、国内産の脱脂ミルクはかなり高いわけでございます。本年度の給食の計画といたしましては全体計画といたしまして約一万九千トン程度を使う予定にいたしておりますが、そのうち一万トン程度はこれはアメリカから輸入するというのを考えております。これは御承知のように従来もその程度輸入しておったのでございまして、余剰農産物の受け入れに当りまして、従来の輸入分程度のもは余剰農産物を受けても減らさないというところが一つの条件になっておりましたので、昨年同様の数量、約一万トン程度は本年度輸入する。それから余剰農産物の受け入れでございまして、これは約七千トン程度のもを現物贈与で受けるというにいたしております。従って約二千トン程度の国内産の脱脂粉乳を給食の線に乗せるというのを考えているのでございまして。先ほど申しましたように、ただ国内産の脱脂粉乳は価格の面で相当高うございまして。もちろん時々によつて値段の変化はございますけれども、大体ポンド七十円程度というのが実情のようございまして、従つてこれに対してはある程度国で補助する政策等を立てませんと、これらの三者を考慮した場合に相当値段が高くなるということもあるわけでございます。本年度は農林省におかれましてこの二千トンのものに対して、約五分の一程度の額の補助をするということ、六千六百万円程度のも

のを農林省の予算にお組みになつておられるように承つております。

○井出委員 国内産の物はコスト高であるという事は確かに今御説明の通りでございます。先ほど文部大臣が言われまして、将来はだんだん国内産に切りかえていかなければならない、そういう場合には勢い今申しましたような補助の増額というものが、必要になつて参ると思ふのであります。文部大臣は何か参議院において、余剰農産物の買い入れというものが、そう長くいつまでも続くものでないというふうな御発言をなさつたように承つたのでありますが、ただいまでも松村先生はそういうお考えをお持ちでしょうか。そうであるならば、今申しました学校給食をますます普及徹底させるためには、今後相当に補助金が必要になつてくるであらう、こういう点いかながらお見通しでございましょう。

○松村国務大臣 先般参議院がお答え申し上げましたことは、こういう意味でございまして。これは何と云つたつて臨時のものでございまして、この計画は今年限りのものとして計画を立てなかつたわけにございまして。来年は続かない、明後年は続かない、ということを申ししたわけにございまして。来年、再来年を予期した計画を立てることは危険であるから、私どもは今年のものとして措置をする、こういうことを申したようなわけでございまして。事実今日の計画はそういう意味において今年限りの計画として立てられてゐるわけにございまして。そこで将来の給食につきまして国の助成が増すというふうなこともこれは考えられますが、その意

味から申しまして、これはなかなか急激にやるべきものではありませんで、私も農林大臣と今話し合ひいたしました。おっしゃることは、できれば、この文教委員会でも話があり、先刻井出さんのお話のありました山間僻地であるとか、またそうでなくても牛乳が潤沢にできないところには生乳で生徒にやる方法が立たないか、これをまず第一に考えなければならぬ、これをなかりうか、こういうふうな考へて今いろいろ御相談いたしておるわけにございまして。

○井出委員 学校給食の重要性にかんがみまして、たとい国家の支出が将来増そうと、この学校の給食の持つておきまして、一石何鳥にも当るような効果から申しますと、この政策はぜひ一つ後退なさらずに前進せしめていただきたいと思ふのであります。私もこの法案に関連しまして若干の危惧の念を抱きますのは、政府が補助金を出したり、あるいは外国から廉価な乳製品を購入したしまして、それをブールして市価よりは非常に安いものが供給されておる。こういう物が、この給食会の運営よろしきを得ないというふうな場合には、横流れを生ずるであらうというふうな懸念があるわけにございまして。そういうふうな場合は、これは全く本来の目的に沿わないことはもちろんであつて、同時に乳価の安定を阻害をする、国内酪農業には非常な悪影響を与える。こういう物に対しては厳に横流れを防止しなければならぬ定めを設けるとか、あるいはそういう場合の制裁の措置とか、そういうふうなことを何かお考へになつておられますんでしうか。

○小林(行)政府委員 この給食用の脱脂粉乳が横流れされておるのじやないかというふうなことは、文部省といたしまして、実はそういう風評を聞いたことがございまして。文部省といたしましては、これは学校給食の系統、すなわち都道府県教育委員会、あるいは地方の教育委員会等に対して十分注意いたしましたし、また実は実情の調査も従来やつたのでございまして、はつきりした事態はつかめておりませんが、しかしもしそういうふうなことがありますれば、これは単に給食上のみならず、やはりただいま申しましたように、国内の酪農の点から申しましても、非常に大きなことでございまして、文部省としては学校給食関係者の会議等におきまして、従来嚴重に注意をいたしておりました。ただいまお尋ねのございました横流れ禁止というふうなことも、これは確かに考究すべき点であると思つておりました。将来この実体法である学校給食法等を改正する機会等がございしますならば、そういう給食用のミルク、すなわち国内産の程度助成されたような物について、横流れというものは小麦と同様に禁止するといふ条項を入れるのはいいのではないかと、そういう機を待つて十分検討したい、こういうふうに考へます。

○井出委員 当面脱脂粉乳についてはその規定はないようございしますが、これも私は将来何かそういうものでスキャンダルでも起ることを心配いたします。何か最近の新聞に、少しこれは別な話なんだが、文化財協会というのですか、文部省所管のそういう団体にも妙なことがあつたやうなことが新聞にも見えています。ですから、これは一つくれぐれも御注意になつて、運営において誤りなきを期していただきたい、こういうことを希望いたしますのでございまして。

それからもう一点、学校給食会の業務に關しまして、これは文部大臣と並んで一方の關係大臣であります農林大臣が、一体になつて直接監督する責任と権限を持つべきではないか、こういう主張があつて、当初政府内部に聞いてもいろいろ論争があつたやうに聞いております。私もこれは酪農というものの關係等を考慮しますときに、これは共管というやうな形であつてしかるべきだといふやうに思ふのであります。これがはいかがですか、もう今の段階において原案をそういうふうに変更する御意はございせんか。

○松村国務大臣 実はその所管の問題ですが、これは官僚の一つのこびりついたなわ張りの争いでございまして、私はこれに深くは入り込みたくないのであります。なせなら、こういうことで両者相争うやうなことではほんとうに日が暮れてしまふ。それでですから現在のまの形——をぜひ必要なことがあつて、今お話のように将来食糧の負担が非常に多くなつてくるとか何とかいうことがあれば、そのときに自然に解決すべきもので、今からはそういうやうなことをいたしたくないつもりで実はおるのです。たとへばスポーツの所管をどこに持つていこうとか、ここに何しようとか、食糧のことでもどうしようとかいふことは、これはけちくさい考へでして、これはお互いに役人たちのそういう気分を是正していかなければならぬのだと思ひまして、私

はあまりこれに触れたくないつもりでおります。文部省がまたほかのものをとろうというようなことがあれば、これは誠に戒めて、そういうことはさせないつもりでおります。どうか一つさように御了承願います。

○井出委員 私はいきよは農林委員という立場でこの連合審査会に出たから、あえて申すのはございませうが、大臣の所高所から官僚のセクショナリズムを打破していかれようという御決意を承りまして、どうか一つ文部当局も、あるいは農林当局もおられるかもしれませんが、一つその御趣旨を体して、けちななわ張り争い等がなく、これが円滑に処理できることを望んでおります。

私は大体その程度のことを文部大臣から伺えば一応事足りるのであります。が、立ちましたついでに一点伺いたいの、最近長野県教育委員会の方から入った情報でございますが、学童給食用のパンの中に有害な菌が含まれておるといふことなものでございまして、このつゆ明けから今の時期にはやはりそういうような現象も出てきて起りがちではございませうが、文部省の方は何かこういつた情報をお持ちでございませうか。ないしはおそらくこれは単に「県の問題ではなくて、全国的にも相当に注意しなければならぬ問題だ」と思っていますので、これに對する御所見を伺っておきたいと思っております。

○小林(行)政府委員 学校給食の実施に際しまして、ことに現在のような中毒を起しやすい時期に、各府県のこれは少数の例でございまして、最近はそのほど大きなのはございせんけれども

もなお中毒事件というやうなものがございまして。これは大体先般東京都で起りました国内産の脱脂粉乳のものを除きますと、大体副食の材料、その材料に対する調理の方法の不完全というやうなことから中毒が起つておるのが実情でございまして。文部省といたしましては、常々給食というものは学校教育の教育計画の一環として行うという大目的ではありますけれども、そうして栄養をとらせる、子供の生活のよい習慣を得させるといふいろいろな目的がございまして、その根本に中毒を起すというやうなことがあれば、給食自体に非常な不信を起しますもので、こういつたことのないやうに嚴重に注意してもらいたいというところで、年々また会議ごとにその点は注意をいたしております。中毒事件につきましては、大体各府県でそういう一々事象が引き起されまして報告があるのでございしますが、ただいま井出先生のお話の長野県の教育委員会の事件につきましては、まだ文部省の方に報告が参つておりません。

○井出委員 それでは私はこの程度にします。

○佐藤委員 淡谷修蔵君。

○淡谷委員 この法案の第三条の二項に「学校給食用物資」とは、学校給食の用に供する食品その他の物資」としてございまして、これは同じ意味でございまして、内容がはっきりわかりませんが、これについてはやがて政令等によって規定なさるでございまして、従来取扱いについておりました「学校給食用物資」とは具体的にどんなものがございませうか、伺いたい。

○小林(行)政府委員 学校給食用物資と申しますと、一般に申しますと非常に範囲が広いのでございまして、乾燥した粉乳、脱脂粉乳はもちろんのことでございまして、小麦粉、それから現在財団法人日本学校給食会が扱っております物の中には水産カン詰等もございまして。この日本学校給食会法で、文部大臣が指定するといふのは、さしあたり現在のところでは脱脂粉乳だけを予想いたしております。将来のことは予測できませんのでわかりませんが、さしあたりは従来民間法人である財団法人日本学校給食会が扱っております脱脂粉乳を一応指定しようというふうに考えております。

○淡谷委員 そういたしますと、この日本学校給食会が扱いますのは、脱脂粉乳を指定されて、あとの物資などはどういふやうな系統で入れるつもりなんでしょうか。

○小林(行)政府委員 この給食用の小麦粉は、従来食糧特別会計を通じて買入れ、売り渡しが行われておりました。農林省の御所管になっておりますので、これにたいしては、この法律によつて変更を加えるということに考えております。ですから、小麦粉については従来通り農林省所管の食糧特別会計でやりになる。従つて各府県の食糧事務所を通じて配給するといふ従来の系統を使うつもりでございまして。それから府県の御要望が非常に強ければ、従来これはそれほど大きな量ではありませんでしたけれども、水産カン詰の配給等もいたしておりましたので、農林省の水産庁等とも連絡いたしまして、水産カン詰の配給もしよう、従つて水産カン詰も、場合によつ

ては文部大臣の指定する物の中に加えてもいいのではないかと考えております。

○淡谷委員 お話のございました財団法人日本学校給食会でございますが、これは従来脱脂粉乳以外の物も扱つておつたらしい。非常に広範にわたる学校給食をするために、財団法人も何か買入れ、売り渡しのルートを持つておつたと思ひますが、この仕組みは大體どうでございまして、か、お伺いたい。

○小林(行)政府委員 脱脂粉乳の外国からの購入、あるいは国内産の脱脂粉乳の購入は、大體この財団法人日本学校給食会が、輸入の場合につきましては通産省の御援助によりまして、輸入公表によつて輸入業者がきます。それから輸入業者を通じてアメリカから従来乾燥脱脂粉乳を買つておつたのであります。そしてそれを、それぞれ港まで運んできてもらひまして、その港から各都道府県教育委員会の指定の駅まで財団法人日本学校給食会が輸送する。そして府県教育委員会の指定駅から学校への輸送等は、それぞれ各府県に何々県学校給食会というやうな財団法人あるいは任意団体がございまして、そういう団体で学校まで配給しているのが実情でございまして。

○淡谷委員 この法案が通過いたしました、従来の財団法人日本学校給食会といふものの機構を、そのままそっくりこの会に引き継ぐつもりでございませうか。新しい機構でそれらの配給のルートをお作りになるつもりでございませうか。

につぎましては、年度の途中でございまして、年度の途中で配給の機構を切りかえるというやうなことになるやうな場合によつては混乱するであらうといふことも考えられますので、さしあたりは従来の配給機構をそのまま一応受け継いで配給する。従つて各都道府県におかれまして、従来配給の業務をある程度やっておられます各府県の団体といふものは一応そのままで利用していただくやうな考えでございまして。ただ将来この配給業務を実施いたしました上、いろいろ配給機構の一元化と申しますか、そういう必要が強く認められる場合には、この中央の特殊法人の支部を必要なる府県、必要な場所に設けるといふやうなことも考えておりますが、さしあたりは先ほど申し上げましたやうに、従来の配給機構を利用して、引き継いでやっていくつもりでございまして。

○淡谷委員 法案の第七条に「給食会でない者は、日本学校給食会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。」としてございまして、さういたしますと、現在の財団法人日本学校給食会が名称を改めるわけではございませうか、あるいはこの新しくできた日本学校給食会の中にそのまま移されるのでございませうか、この点も明らかにしたい。

○小林(行)政府委員 特殊法人には、普通、名称の使用の制限という条項が入っているのが例でございまして。この財団法人から特殊法人に切りかわります場合には、一応従来の財団の財産等も新特殊法人にすべて移されるということが付則にございまして、従つて従来

から移されて、従つて従来

の財団法人である日本学校給食会は、一応そのまま引き継がれるものというように解釈いたしております。

○淡谷委員 その場合に役員及び職員は、やはりそのままで踏襲するお考えでございますか。

○小林(行)政府委員 これは新たに特殊法人が発足するのでございますから、この下の方の事務職員と申しますか、事務に關係の者は、これはいわば一種の専門的な者も相当おりますので、業務を円滑に遂行する上から、大體において従来の財団法人の者が特殊法人に引き継がれるのではなからうかと思っております。ただ理事長その他役員のことにつきましては、これは必ずしも絶対に従来の者が引き継がなければならないというふうには考えないのでございますが、しかし一応その仕事の中断というようなことが起ります懸念があります場合には、中には引き継がれる者も出てくるのではないかと、こんなふうに考えております。

○淡谷委員 脱脂粉乳のほかパンなども取り扱ったことがございますが、小麦粉をパンにいたします場合はどういふ機構でやっておられましたかをお伺いいたします。

○小林(行)政府委員 従来財団法人におきましては、小麦粉の關係は取り扱っておりません。これは先ほどお答え申し上げましたように、従来農林省所管の食糧特別会計でこの小麦粉の關係は取り扱っており、それから各府県の食糧事務所を通じて配給されるというところでございまして、財団法人では麦あるいはパンの關係は扱っておりませんのでございます。

○淡谷委員 そうしますと、パンなどは学校々々でその地域の業者から買入れておられるというのが通例になっておりましたか。あるいはまた何か特別な設備でも作る御意思があるのかどう

か。

○小林(行)政府委員 パンの關係でございますが、食糧事務所から小麦粉を受けまして、それを製パン施設を持っておきます工場に委託加工をするわけでございます。学校ごとにやられるようなところもございしますが、これは土地の状況によつて異なりますが、特に大都市等におきましては幾つかの学校が団体をこしらへまして、それがパンの委託加工をしているというのが実情でございます。

○淡谷委員 具体的な例が幾らもありますけれども、各学校で買入れられておきますパンの実質を見ますと、製法においても取扱ひ方においても種類が非常に多々ございまして、中には衛生上とかくの問題を生じている場合もございしますが、食生活の改善には当然欠くことのできない食べものの一つだと思ひますので、この新しい給食会のパンの製造等に対する計画などがございしますかどうか、その点も伺つておきたい。

○小林(行)政府委員 ただいま御指摘ありましたように、乳製品ばかりでなく、パンはカロリーの給源として学校給食上最も重要なものでございまして、このパンの製造過程において食品衛生上おもしろくないものがあるという点では非常に問題でございます。文部省としてはできるだけパンの委託加工という面につきましても、府県の教育委員会を通じて問違ひの起らないように指導をしておるのでござ

います。製パン施設の普及というようになことも確かに一つの方法でございまして、かつて冷害地等に製パン施設の普及というのを農林省の方でやりになつたことも承わつております。文部省といたしましては粉食の奨励、生活の改善という見地から、やはり農林省のおやりになります製パン施設の普及というようにすることにも力を合せてやつていきたいというふうに考えています。

○佐藤委員長 ちょっと淡谷君に申し上げますが、文部大臣は十二時半分にビルマの首相との午餐会に出席されるそうでございますから、大臣の質問がございましたら先にお願ひいたします。

○淡谷委員 大臣にお願ひいたします。が、昨年度の国内産の粉乳に対する補助金は一体どれほど受けておられますか承りたい。

○小林(行)政府委員 二十九年年度におきましては、学校給食に対する国内産の脱脂粉乳に対する補助金はなかつたわけでございます。

○淡谷委員 大臣の質問の方を先に申し上げますが、今度受け入れますアメリカの余剰農産物、これが七千トン入りましますと、国内における九千トンの脱脂粉乳が七千トン減るようなことになっております。さつきから同僚委員がいろいろ質問しておるようでございしますが、酪農が非常な危機に立ちましまして、生乳だけではなくして、脱脂粉乳の面でもこのような需要減を来たしまして、非常に困難をきわめる場合がたびたび出ていると思ひます。そういう点に対する御考慮が払われておるかどうかがお伺ひしたいと思ひます。

○松村国務大臣 その面に対しては十

分の注意をいたしておるつもりでございます。第一に内地の需要も先刻申し上げました通り、去年の五百トンもの増をこしは二千トンに増加いたしておりますこと、それから新たな給食児童の数が非常にふえて参りますので、そういう面からいたしまして、内地の乳製品業者を圧迫するということがない見通しを持っておるわけでございます。

○淡谷委員 大臣のさっきの御答弁では、酪農の方は直接の所管じゃないからというお話もございましたが、学校給食についての栄養の点でございしまするが、脱脂粉乳を飲ませることは栄養の上は何らの障害を来たさないかどうか、この点について今までの実績等に照らしまして御返答願ひたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 学校給食は御承知のように粉食奨励ということが一つのポイントになっております。この粉食奨励の観点から申しますと、カロリーの源は大体小麦粉の方でとる、そして蛋白質の源は従来乾燥脱脂粉乳というところでやつてきておるのでございしますが、その脱脂粉乳の栄養価という点につきましては、學者あるいは給食關係の専門家等いろいろ研究されておりますが、もちろん文字の通りに脂肪等がございせんので、それらがある程度はかか食用油等で補わなければならないけれども、その他

の面から申しますと、ほぼ完全な栄養食品であるというふうに言われておるのでございします。もちろん脱脂粉乳にかえまして、なまの乳をとるといふことも考えられますけれども、そのなまの乳が入ります地域というものが従

来比較的限られた土地であることが多いためでありまして、従つて普通の学校給食用の資材としては、従来乾燥脱脂粉乳というものを使われておるのでございします。

○淡谷委員 そういたしますと、結論としては価格の点と供給の点と完全であれば脱脂粉乳よりは牛乳の方が栄養上はるかによろしい、こういうふうに考えてよろしいと思ひますが、特に脱脂粉乳はアメリカでは牛の子や豚などを養うに使つております。日本国内でも牛をだいたひ養つておられます。牛を養う場合でも脱脂粉乳だけを飲ませますとかなりの栄養に障害を来たすことは事実でございします。これは予算上のさまざまな都合もございしますが、そういう条件を抜きにすれば、純栄養の方面から見れば脱脂粉乳より生乳を飲ました方がよろしい、できればそうしたいという御意思があるかどうか、大臣に伺つておきたい。

○松村国務大臣 お話の通りに心得ておりまして、できるならば生乳ですべてに供給することが理想でございしますが、今日の状態ではそこまでは参りませんけれども、できるならば先刻も申したような山間僻地あたりから一つまず初めは試験的にでも始めてみまして、それから酪農の振興普及とともにそういう理想のところまで、持つていきたい、こういうふうに考えております。

○足鹿委員 生乳の問題について文部大臣に一点だけお伺ひしたいのであります。昨年来乳製品の価格が安くなりました。特にアメリカの乳製品

の大量輸入、アメリカ駐留軍の配給物

資として入った物が、その包装を變えて市場に販売される等いろいろな原因によりまして、相当国内酪農製品が危機に立ってゐることは御存じの通りであらうと思つてあります。ところが一方政府においては、集團酪農地帯の指定等を通じて大量の酪農振興費等が出されてゐるのであります。一方さうな面で生産なり海外物資の輸入等によつて供給面が非常に増大してゐるにもかかわらず、消費の面がこれに伴わない。また一面この乳製品業者は独占的な企業性格を持つておりまして、酪農家はなまものであるために、鮮度維持の施設を持つておらない。むしろ協同組合等にもその施設もないといふところから、どうしてもそこに不正取引が行われる可能性があると、私ども農林委員会として苦心をいたしたのであります。その確定的な結論は出ておりませんが、問題は生産の上昇に伴う、これに見合った消費、乳製品あるいは牛乳そのものの消費を増大していく対策をとらなければ、いつまでたつてもこの問題は解決しない。ところが酪農振興法を通じて見ても、生産面についてはいろいろな手が加えられてゐるが、流通機構の改善ないしは消費の増大という点について何ら手が打たれておらないといふのは、現在の酪農振興法の欠陥でありまして、これは文部大臣も農政方面には非常に精通しておられますからよく御存じだらうと思つてあります。そこで問題は、この牛乳その他の乳製品の集團消費の奨励というところにまず手をつけていかなければならぬ。その手始めとして学校あるいは工場等のなま乳の集團飲用

を奨励すべきである。ところがその奨励するについては、先ほどからこれは問題になっておりますが、文部大臣は山間僻地の地帯から手始めに、テスト・ケースとしてやりたいと言われるが、そのためにやはりこの施設に対しては相當国が援助をしていかなければならぬと思つて。たとえば現在障害となつてゐるのは低温殺菌によらなければならぬという厚生省の態度がいつまでたつても変わらない、これが一つの難点です。これを高温殺菌に切りかえて、そうして現在透明な一合びんによつてのみ牛乳は一般飲用に供することになつてゐる厚生省の取締り規則を、一斗カンないしはこれに準ずる大計な、高温殺菌にこれを變えて、そうしてこれを学校へ持ち込み、事業所へ持ち込んだ場合でも、若干の冷蔵施設等に対して国が援助を与える、そういうふうな施設を逐次整備していくことによつて、このなま乳の集團飲用による消費の増大という面が私は解決がついていくと思つて。この点を幾ら指摘しても問題は解決されない。ただ当面問題としては、なま乳の生産は全国均等でないし、運搬上の問題もあるから若干のテスト・ケースとしてある地点にのみこれを試用するという消極的な態度をとつておられますが、やはり国策として特に事業所、またはこの学校給食法が制定される機会に、学校等に對するところの冷蔵施設あるいは高温殺菌施設等を作つていきますならば、これは直ちに、むしろ協同組合等との関連において解決がついていくと思つて。これに国が若干の冷蔵施設やあるいは殺菌施設に援助を与える、あるいは、供給器具等は、もう学校には全

部あるわけでありまして、そういう点において政府がどの程度の援助をされるのか。現在六千六百万円の補助をするといふことを先ほど管理局長はおっしゃいましたが、文部大臣としては、今私が述べたような点について、なま乳の学校大量飲用の方途を開いていくためのいろいろな国の補助に対して、いかような構想を持つておられるか。これが実現いたしますれば、乳製品あるいは牛乳の消費増大に道を開きます。問題解決の糸口となると思つてあります。これは非常に重要な問題でありまして、この際学校給食法案が審議されるに際しまして、文部大臣の御所信を承りまして、この問題の解決を促進してもらいたいと思つてあります。

○松村国務大臣 お話の御趣旨は全然私どもも同感でございます。先刻井出さんに申し上げたのも、今お話の趣旨にはかならないのでございます。この需要を増すといふこと、需要を増すには学校給食に漸次牛乳を普及せしめるといふようなことが非常に大きな酪農の支柱になると私どもは考えております。そこで申し上げますことは酪農の奨励といふことですが、このやり方にはいろいろなやり方がありまして、国が大きな助成をするといふこともこれまたやむを得ないことでございまして。その助成はむしろ学校給食の牛乳などに助成しますと最も普遍的に効果が上つてくるのではないかと考えます。しかしながらそれを文部省だけの給食の關係でやれと言われまして、今日給食費はそれを出すべきことができないといふような關係で、文部省といたしましては、給食を目的としたすがゆえにそういうわけには参りませんが、これと今の農林省の酪農の側と結びついてやりますと、非常な効果を上げ得ると存じまして、農林省の方とも打ち合せをいたし、まずことしは予算もきまつたことでございまして、十分なことではございません。さしあたり皆さんの御同意を得まして、先刻申しましたように、山間僻地ぐらゐのところから始めて漸次拡大をして参りたい、こういうふうな考へていくわけでございます。来年になりますとさらに一段と飛躍をいたしていくというふうにならうに農林省側ともよく話し合つて進みたいと思つております。

○足立委員 とにかくこれは文部省だけの考へでもできないことでもありまして、また事実この学校給食關係の經費が食糧特別會計の中にあるといふこともまたことに變な形でありまして、いろいろ農林省なりました取締り当局でありますが、問題は、現在のこの食品衛生法に基づくところの牛乳ないしは乳製品の取締り規則が消費の實際に即しないところ、一つの消費増大の陰謀があるのではないかと思われます。今申しましたように、現在山間僻地でおやりになるにしても、一合びんでもって配給して、低温殺菌したもの配給しなければならぬという規則になつてゐる。これは特殊事例が最近ありまして、厚生省令の第何条かによりまして特例が設けられておりますが、原則はその原則が置かれてゐる。そこで十四牛乳とかいろいろな消費者の運動が起きてきて、独占資本に対するところの抵抗運動が起きてきているわけでありまして、これは政府全体として民

主党内閣の重鎮であらせられる文部大臣としても、当然この牛乳の低温殺菌の問題は厚生省令を改正して高温殺菌を認める、そうしてこの透明な一合びんでなければ牛乳の配給はできないという規則を、一斗カン等の高温殺菌によつてこれを売買してもさしつかえないといふふうな改めをすべきならば、これは集團飲用に適していくような形になります。その一番最初が学校へほとんど持ち込んでいける。これに簡単な冷蔵設備等をつけてそれに入れておいて、一定の時間にコップに入れてずつと配つていけば直ちに学童にも飲ませられるし、また各事業所でも集團飲用を行うことも私は可能だと思つてゐる。ただ問題は、そういうことに対して基本的な受け入れ条件を整備することなくして、ただ単に酪農を振興していこうといふところに、消費と供給とのバランスが破れ、その間に独占資本がいろいろな画策を行なつて、むしろ酪農振興ではなくして酪農を撲滅していくような遺憾な結果を現在招来してゐるのであります。この点につきましては、消費の面を大きく担当されて、今後学校給食が盛んになればなるだけ、わが國の酪農問題との関連は非常に深くなつてくると私は思うのであります。生乳の学校飲用に對するところの基本的な受け入れ態勢を整備について、一段と關係方面と連絡を密にせられて、これが実現のために善処せられんことを希望いたします。私の質疑を終ります。

○松村国務大臣 よく關係各省と緊密に話をいたしました。善処いたしたいと思つてあります。

○佐藤委員長 三宅正一君。

○三宅委員 大臣が中途で立たれるそ
うでありますから、大臣に一言お伺い
いたしますが、学校給食がだんだん広
がって参りますと、パンの品質だ
か、それから栄養とか、いろいろな
点でやはり相当に監督と指導と注意を
しなければならぬことであるが、
最近聞きますと、千葉県ではジュース
を飲ましておられるとあります。知
ておられますかどうでありますか。知
りませんが、私は経済に余福がありま
すから、ジュースなどは子供が好みます
から、飲ましておけようかと思つて
ありますけれども、パンとジュース
といふと、たゞとありますれば、こ
れは完全栄養の見地からいいます
れば、それこそ非常なへんばな栄養にな
ると思つてあります。何といつても
穀物のパンを食わせることは非常に
けつこうなことであります。それに加
えて脂肪、蛋白が入った牛乳を飲ませ
るといふところで、それだけでも私は
栄養が片寄つておると思つてありま
す。朝飯と晩飯でまた補給ができる
という関係にありますが、それで学
校給食の意義は非常にあるわけであ
りますが、牛乳のかわりに、もしくは脂
肪粉乳のかわりにジュースを飲ませる
というやうなやり方、そのままでい
くれば、それは子供の嗜好にはいい
けれども、非常に大きな弊害を生ずる
と思つて、こういう点についての
監督、指導をどういふふうになさる
かという点が第一点であります。

それから第二点は、今度の日本学校
給食会ができて、今のところ脱脂
粉乳だけやられるといふのであります
が、だんだんと外国食糧でなしに、内
地の食糧に切りかえていかなければな
らない。そして学校給食の中心は何
といつてもパンと牛乳もしくは脱脂粉
乳ですが、そのうち脱脂粉乳だけを給
食会が扱ひまして、その他のものは別
の機関がやるといふやうなことであり
ますならば、あらためて日本学校給食
会というやうなものをお作りになる意
義が非常に浅いのじやないかと思つて
あります。私は学校給食は将来にわ
たつて、もっと小中学校二千万全部に
広がる、それから少くとも定時制の高
等学校などには、これは働いて勉強す
る学生でありますから広げなければな
らない。

それからまた厚生省の管轄になるに
れども、託児所とか幼稚園とかいふよ
うなところも成長盛りの子供でありま
すから、広げることが理想でありまし
て、現にやつておる県もある。そうし
て大体理想としては内地の麦作を奨励
し、酪農を奨励するといふ総合政策の
見地からいいますならば、脱脂粉乳だ
けをやるといふやうなことであったの
では、学校給食会を作る意義がないの
じやないかと私は思つてあります。

いわんやだんだん牛乳がふえてきま
すれば、脱脂粉乳はつきたりになつてき
て、だんだん牛乳になるという状態が
理想であることは大臣も言つておられ
ることです。ですから、そういう見地
で、どうも今の学校給食会というのは
中途半端なものじやないかという感じ
がいたすのであります。そういう見
地に立ちまして、なわ張りというやう
なことではなしに、もっと進んで國務と
いふ見地に立たれまして、もうちょつ
とそういう点を考えられました抜本的
な給食会というやうなものをお作り
なれることが必要じやないかと思つて
あります。その点いかがでありますか。

○松村國務大臣 今のお話でございま
すが、千葉県のジュースを牛乳のかわ
りに使つてという話は、まだ文部省へは
報告が参つておりません。さうそく調
査をいたすことにいたします。それか
らあとの問題でございしますが、これは
理想といひましては、お話をよく聞
いて、今日においてはどうしてもやはり
こういう機関をもちましてその円滑を
期するやうに道がないと心得てお
るわけでございします。

○小林(行)政府委員 第一点の千葉
県の例でございしますが、先ほど大臣か
らお答え申し上げました通り、私の方
へはまだそういう報告が参つておりま
せん。ジュースを給食の關係者がミ
ルクのかわりに用いておるといふこ
とは、おそらくそういうことではないの
じやなかろうか。ただ給食にある程度
変化を与えるといふやうな意味から、
時折くだものを使つておるといふよ
うなことではないのだからかといふふう
に推察いたしておりますが、この点は
先ほど大臣がお答え申し上げました通
り調査することにいたします。

○三宅委員 私は、将来牛乳にだんだ
んかへるといふことは理想でありまし
て、そんなに急にできると思ひませ
んが、しかしパンと脱脂粉乳なり牛乳
乳製品といふものが学校給食の大宗
であります。その他の物はほんとうの
つてたりにありますから、その中の脱
脂粉乳だけを主として扱つて、そうし
てパンについては監督権の關係などは

どうなるかということが私は問題だと
思ふ。その点については大臣はお答え
がなかつたのであります。脱脂粉乳
を配るだけの組織というやうなもので
あつたのでは、それこそ非常に意義の
少ない組織だと思つてあります。現実
にパンなどにいたしまして、東京で
もそういう批評がありますが、案外粗
悪なパンを食わされて不平があるとい
ふやうな面も出ておるのであります
。これらの監督、指導、それから配
給等については、安い価格でできるだけ
いいものをやらなければならぬことは
きまつておりますので、その点につ
いての大局の方針はいかがですか。

○小林(行)政府委員 新しい特殊法人
が従来のミルクだけを扱うのではあま
り意義がないじやないかといふお尋ね
であります。御承知のように給食の
発足当時は、財団法人で扱つておりま
した。脱脂粉乳の数量等も実は比較的
少量であつたのでございします。従つ
てこれに要する経費等もそれほど大き
な金額ではなかつたのであります。最
近給食が非常に普及されて参りました
ので、従つて先ほどお答えにも申し上げ
ました通り、一万トン以上のミルクを
扱つておる。それで金額にしましては
これは年々変化がございしますが、五億
近きの金を扱つておるといふやうな大
きな事業でございまして、しかもこの
事業が大体物資の購入、配給といつた
ございします。役所とは別に配給機
構を作る必要がある。しかもそれに
ついては政府が実際に責任を持つて、政
府と府県と市町村とが即一體になり
ますやうな、公共的の強い性格を持
つ法人を作りたいといふのが、この法

案を御提案申し上げておる趣旨でござ
います。それは将来はわかりませ
んが、さしあたっては現在の配給の事務
を混乱させることがないように、従来
財団法人が使つておりました脱脂粉乳
及び水産カシ等、さしあたっては
特殊法人にその配給をやらせるとい
ふことで出発することになると思ひま
す。なおパンの配給等については、給食
を受けておられます物で悪いものがある
のではないかと、その監督はどうかと
いふお尋ねでございしますが、パンの委
託加工等につきましては、教育委員会
あるいは食糧事務所を通じて厳密に指
導をいたしております。關係各省の
間で相談をいたしまして、教育委員会
が實際種々指導をし、監督しておるの
でございします。また實際学校給食の関
係職員を年に数回講習会その他のもの
によりまして、できるだけだけそうい
た給食上のミルクも含めてでございま
すが、給食上その他の間違ひが起らな
いように、また粗悪な物を配給するこ
とがないように、できるだけ指導して
おりますし、今後ともそういう点に力
を入れた参りたいと思つております。

○三宅委員 よく承わりますけれども
も、脱脂粉乳の配給といふのは、大体
問題毎日は焼くパンであります。
パンは学校給食会が関与せずに、食糧
事務所ですか、原料は小麦をそつちの
方から出してきてパンを焼かせるのに
ついては大体業者にまかしておられる
といふのが筋だろつと思つております。
そういういたしまして、やはりパンの品質
だとかいろいろについて相当に不平が
ある。学校給食会といふものをほん
とにお作りになるならば、そしてこの

案を御提案申し上げておる趣旨でござ
います。それは将来はわかりませ
んが、さしあたっては現在の配給の事務
を混乱させることがないように、従来
財団法人が使つておりました脱脂粉乳
及び水産カシ等、さしあたっては
特殊法人にその配給をやらせるとい
ふことで出発することになると思ひま
す。なおパンの配給等については、給食
を受けておられます物で悪いものがある
のではないかと、その監督はどうかと
いふお尋ねでございしますが、パンの委
託加工等につきましては、教育委員会
あるいは食糧事務所を通じて厳密に指
導をいたしております。關係各省の
間で相談をいたしまして、教育委員会
が實際種々指導をし、監督しておるの
でございします。また實際学校給食の関
係職員を年に数回講習会その他のもの
によりまして、できるだけだけそうい
た給食上のミルクも含めてでございま
すが、給食上その他の間違ひが起らな
いように、また粗悪な物を配給するこ
とがないように、できるだけ指導して
おりますし、今後ともそういう点に力
を入れた参りたいと思つております。

○三宅委員 よく承わりますけれども
も、脱脂粉乳の配給といふのは、大体
問題毎日は焼くパンであります。
パンは学校給食会が関与せずに、食糧
事務所ですか、原料は小麦をそつちの
方から出してきてパンを焼かせるのに
ついては大体業者にまかしておられる
といふのが筋だろつと思つております。
そういういたしまして、やはりパンの品質
だとかいろいろについて相当に不平が
ある。学校給食会といふものをほん
とにお作りになるならば、そしてこの

案を御提案申し上げておる趣旨でござ
います。それは将来はわかりませ
んが、さしあたっては現在の配給の事務
を混乱させることがないように、従来
財団法人が使つておりました脱脂粉乳
及び水産カシ等、さしあたっては
特殊法人にその配給をやらせるとい
ふことで出発することになると思ひま
す。なおパンの配給等については、給食
を受けておられます物で悪いものがある
のではないかと、その監督はどうかと
いふお尋ねでございしますが、パンの委
託加工等につきましては、教育委員会
あるいは食糧事務所を通じて厳密に指
導をいたしております。關係各省の
間で相談をいたしまして、教育委員会
が實際種々指導をし、監督しておるの
でございします。また實際学校給食の関
係職員を年に数回講習会その他のもの
によりまして、できるだけだけそうい
た給食上のミルクも含めてでございま
すが、給食上その他の間違ひが起らな
いように、また粗悪な物を配給するこ
とがないように、できるだけ指導して
おりますし、今後ともそういう点に力
を入れた参りたいと思つております。

○三宅委員 よく承わりますけれども
も、脱脂粉乳の配給といふのは、大体
問題毎日は焼くパンであります。
パンは学校給食会が関与せずに、食糧
事務所ですか、原料は小麦をそつちの
方から出してきてパンを焼かせるのに
ついては大体業者にまかしておられる
といふのが筋だろつと思つております。
そういういたしまして、やはりパンの品質
だとかいろいろについて相当に不平が
ある。学校給食会といふものをほん
とにお作りになるならば、そしてこの

法律によれば指導だとか、監督だとか適正化だとかいろいろなことがあるようですが、そうだとすれば、麦とパンに對しても農林省に對して話をされて、両方で一緒に進められて、学校給食としての責任は文部省が持たれるが、しかし物を出すのは農林省だから、もうちょっと話し合いをつけられて、脂肪乳だけの配給会社なんというのでは性格が非常に弱いのではないかと、そして片手落ちじゃないか、これが第一です。

それから第二点は、間接に麦はそこから出てくる。そこでたとえばパン焼きに割合い麦がよそに流れてしまつて、悪い麦で安価にパンが焼かれていくという話も大きいところから聞くのです。そういう関係について、もうちょっとせっかくな給食会法というものをお作りになりますならば、役人が直接監督されるよりは、そういう機関があつて私はいいと思うのですが、あるとすればもう少し役に立つ組織でなければまずいのではないかと、思ふのです。その点はどうか。

○小林(行)政府委員 それは先ほど来お答え申し上げました通りに、従来原麦あるいは小麦粉というのは、農林省の御所管で食糧特別会計を通じてやつておつた。そして現実の配給は各府県の食糧事務所を通じてやつておるのでございまして、ただ学校給食という面から申しますと、物の配給だけでないに、委託加工、それからよい物を作るといふことは非常に必要なことでございまして、その点は三宅先生の御指摘の通りでございます。学校給食会といたしましても、麦の買い入れ、売り渡しということだけでございせん。

学校給食のやはり普及充実に關するいろいろな仕事等もすることになつておられますので、こういったよいパンを配給するといふことには今後十分力を入れていかなければならぬと思ひます。ただ将来永久にこの学校給食用の小麦粉について食糧で取り扱うということであるかどうかという点になりまして、その点は必ずしも確立しているといふように考えられせん。文部省といたしましても十分農林省とも御相談を申し上げて、そういった面が充実されるように努力して参りたいと思ひます。

○三宅委員 それで現実のことを承わりますが、今五百万人以上の子供に給食としてパンを食わせているのであります。これは現在に於いては学校給食パン協組連合会と業者団体が連合会を作つて、それで自主的に内部の監督をやつながら納めているというのが現状ですか。

○小林(行)政府委員 文部省としてはそういうことは全然承わっておりません。そういうことはおそれくないと思ひます。

ちよつと補足いたしますが、各府県に昇単位のあるそういった種類の業者の団体の団体があるようですが、全国団体として、全国団体が一括して納めているといふふうには私も聞いておりません。

○三宅委員 それでは東京のことについて具体的なお話を承わりたいのであります。東京はほとんど小学校全部にわたつて学校給食をやつておられる。おそれるけれども業者が納めていることとありまして、東京地方のパンを納入する組合のようなものができてい

るのじゃないですか。そしてそれでやつておられるのか、あるいは学校給食会にも何ら関係ない、文部省の方に對しても直接の指導監督は何もない、そしてPTAなどの話し合いでとんでもないパン屋に注文して粗悪品がくるといふような事例を私も議員の中から聞いています。私は東京に子供を持つておられませんか知りませんけれども、そういう話も聞いています。文部省が、これはどういふふうになつておられますか。

○岩倉説明員 パンの委託加工の問題につきましましては、原則として各都道府県教育委員会がその県のパンの協同組合の責任者等と話し合ひの上で現実に覚書を交換し、または契約をやつておられるのが通例であります。従ひまして学校の希望として申し出たものを取り上げて、審査の上決定しておるのでございまして、また中間段階にまかせておるところもあるかもしれせんが、一般的にはそうなつております。

なおパンの委託加工につきましまして、この指導はどうなつておられるかという点でございますが、学校給食課においてこの仕事を担当いたしておるのでございまして、われわれとしましては府県の職員のパンに對する基礎知識あるいは批判力を養ふことはもちろんでございます。給食の全般におけるものについて、もちろん栄養管理の講習会等においても十分この点を注いで参つております。従ひまして県の教育委員会といたしましては年間回数品質の批判会等をいたすとか、あるいは抜き打ち検査をやるとか、いろいろな方法によりまして、少くとも数年来かなり品質の向上を見てきたように存じており

ますが、ただ残念ながら府県によりましては、また府県内におきましても地域によりまして、先ほども御指摘のやうなたいがい一部にあることを残念に思つております。せいぜい努力したいと考えております。

○三宅委員 そうしますとどういふことですか。学校給食会というものはパンの内容などについては——もちろん今までは普通の方針ですからこれは監督もできぬし、何もできない。今度の特殊法人は、その点についてある程度の監督はできる。現実にやつておられるは、そうすると、府県においては学校給食課というものを行政機構として全部持つておられるわけですか。給食課というものが行政の方の責任をとつて、実務の監督やいろいろなことは府県の教育委員会がやつておられる、こういうことですか。

○岩倉説明員 府県に学校給食課というものが全部置かれてはおりませんが、給食を主管いたします課がございまして、学校給食課という名称を使つておられますのは東京都だけでございまして、そこにおきまして包括的に学校の給食の企画をいたし、また指導をいたすといふことになつております。

○三宅委員 どうもよく頭に入らぬのだが、そうすると、行政的な指導とかあつては学校給食課ないしそれを担当する府県庁の課がやることになつておつて、何人かおられる。実際の金銭だとかいろいろの監督は教育委員会がやつておられる。教育委員会というものは、そういうことをやる予算とか、そういうことをやる専任とか、そういうものを現実に

持つて、おられますかどうか。とにかく東京などについていへば、おそらく五十万人の小学校の児童のうち一割とか相当な数の学校給食をやつておられる勘定ですから、これに對しては相当かゆいところに手の届くようなことをやらぬと、ピンをはねられまして非常に大きな額になる。子供の食うもののピンをはねて粗悪なものを食わせるなんというところであれば、学校給食の目的は達しませんから、そういうことはどういふことになりませんか。

○小林(行)政府委員 各府県の教育委員会に学校給食を所管する課がございまして、そこには学校給食関係の専門の職員がかなりおられるのでございまして。また府県ばかりでなく、大都市、中都市等にはそういった栄養関係の専門の職員、あるいは学校給食関係の専門の職員を持つておられる都市等が相当ございまして。ただ町村に至りますと、そういうものが置かれてないのでございまして、学校の先生方の中には、そういった専門的な知識も、経験等あるいは講習会等を通じて相当持つておられる方がございまして、そういった府県あるいは都市の給食関係指導員あるいは学校の先生等を通じて、栄養の指導あるいは食品の内容の選別というやうなことをやつてもらつておるのでございまして。また文部省としましては、栄養管理の講習会等を通じてできるだけ——各市町村にそういった専門職員を置くといつても現状では無理でございまして、先生方の中からそういった相当高度な知識を持った者を養成していききたいといふやうなことで努力をしておるのでございまして。従つてその監督と申しますか、各府県の教育委員会

は、地方の教育委員会に対して相当指導し得る実力があるのでございます。

○三宅委員 答弁的がはつておりますが、教育委員会というものは学校給食に対してどういう職分を持つておるのですか。もう一ぺん聞きます。そうすると、脱脂粉乳の關係は今までの普通の法人である学校給食會が配る。それからパンの關係の麥の關係は食糧事務所等から取つてきて、それを総合的に配給したり金を払わしたり、いろいろする責任を教育委員会が持つてい

るように今了承しているのですが、そういうわけですか。それはどういふふうになつていますか。

○小林(行)政府委員 脱脂粉乳の關係で申しますと、これは先ほど申しましたように外國産にいたしましたも國內産にいたしましたも、各府県の教育委員会を通じて需要の申し込みが出てきます。その需要の申し込みを取りまとめまして、従来財団法人の給食會が購入して、それを要求に従つて各府県の教育委員会に、教育委員会の指定の駅まで届けるのであります。教育委員会ではそれを――その代行的な仕事をしておりまして各府県の給食會というものがございまして、これは法人格を持つておりますものも持つていないものもございまして、その府県の教育委員会を通じて学校に配給する。その配給に對して金が入ってくるのを府県の給食會で取りまとめ、教育委員会を通じて財団法人の給食會の方に納めてくる、こういうことになつていゝわけであり

ます。パンの方はやはり教育委員会から需要の申し込みが食糧事務所の方にございまして、それから文部省へ来て、文部省から農林省へ参り、農林省から

食糧事務所にこれだけのものを委託加工せよという指示が参ります。そしてその委託加工された小麦粉等を教育委員会を通じて各市町村の方に配給するということでありまして。

○三宅委員 どうも私にはよくわからぬのですが、そうすると教育委員会というのは監督機關ですか、何ですか。法律の根拠はどこにあるのですか。

○小林(行)政府委員 教育委員会の権限でございまして、教育委員会法の第五十条に、都道府県の教育委員会は学校給食のための配給物資の管理及び利用に關して権限を行うといふことがあ

るものであります。それに基いてたゞいま申しましたような仕事をやつていゝのでございまして。ただこの教育委員会法は御承知のように終戦後間もなくできた法律でありまして、この五十条の条文の字句がそのまゝ適切かどうかといふことについてはいろいろ議論がございましてけれども、一応権限が都道府県の教育委員会にあるといふことで仕事をしつゝ参つております。

○三宅委員 今度日本学校給食會がございまして保管、加工、輸送等について責任を持たれることになるわけですが、たとへばパン屋に小麦粉を預けて火事になつたとか何とかといふことについての責任は一体どこになりますか。今までは、そういう事態があつたかどうか知らぬが、業者が負つてきたわけですが、……たとえば、一日分どのくらいか私は知らないが、十日分とか一月分渡されるといふ。中にはカナダのいい小麦を悪い小麦にかえるといふこともあります。そういうことについての監督といふこともあります。焼けたり損害したりする場合があ

ります。そういう場合にこれは業者の負担に今までなつておつたのです。が、これからはどういふふうになるか。たとえば住宅公庫がシンジケートを作りまして、そういう場合の損失について全国的に調整するやうな手をとつていゝようでありまして、何かそういうことについてお考えになつておりますか。

○小林(行)政府委員 明白にパン製造業者、パン加工業者が引き渡しを受けて、その業者の手にあります間に、たとへば火事が起きて焼けてしまつたといふやうなものについては、従来やはり業者の負担といふことでやつてきておりました。ただ最近、それでは非常に大量の物資が焼けたやうな場合に困るといふやうなことで、業者の方の間にそういうシンジケート的な制度でも作る必要があるやうなところかといふので、御研究もあるといふことであ

ります。文部省としてもそういう面でも保險的な事業といふやうなものを行われればいいやないかと考へていゝのであります。

○三宅委員 そこで私は農林政務次官にお伺いいたします。いろいろお骨折りを願ひまして、酪農危機の救済とも関連し、酪農振興とも関連して、学校給食に生乳をやらうといふことに相当お骨折りを願つていゝことは了承いたしておられますが、どの辺まで話が進行しておりましてどうなつていゝのか、さしつかえのない範圍において承わりたい。

○吉川政府委員 三省の委員会を作つて、先ほど来いろいろ御質疑あるいは御指摘がありましたやうな問題等もその委員会でお諮りを願つて、それを

具体化していくやうな方向に持つていゝ、こういうことであります。ただ予算が通過をいたしましたあとでございまして、先ほど文部大臣のお答へにもありましたやうに、ただいま予算を盛つて積極的な活動をするといふことは、今年度は非常にむづかしいかと思ひますが、これを拡大していくための基礎を作るだけのものは、この委員会で作つていゝかゝるやうな見通しをもつていただいま準備をいたしておる次第であります。

○三宅委員 三省の連合委員会のようなものを作つてといふお考えですけれども、きよにこの法案に一番關係の深い農林委員会と文教委員会の連合審査をやつたわけで、後刻それぞれ有志で決議のやうなものでも出そうと話し合つておられますので、もし必要があつて三省關係の委員会をお作りになるのだとすれば、急いでいただかないと間に合ふかと思ひます。それから今年すぐ手をつける部門につきましても、これは別に法律的な措置も必要とせず、行政措置でやられることでありますから、やる気さえあれば国会がな

くつたつてやれますが、なるだけ國會開會中に、休会までに一つめどをつけて、私どもも地方に降りたいと思ひますので、その点についての段取りとかその他のことに關しての役所同士の話し合ひを早くつけていただきたいと思ひます。また農林省の方で計画してゐる内容等について、伺うことができれば伺いたい。

○吉川政府委員 この文部、農林、厚生三省の委員会につきましては、先だつて文部大臣が文教委員会の中の委員の各位をわづらわすやうな非公式な

お話等もございましたが、私どもの考へ方を申し上げましたところ、文教委員会の方々、農林水産委員会の方々、また社会労働委員会の厚生關係の方々、そのほか學識経験者の方々、三省の政務次官、事務當局の直接この方を担任してゐるものをもつて、この委員会を構成したい。会期も延長になりましたが、大体この國會の終るまでには何とかめどをつけた、内容等につきましては、まだ予算その他の關係がございましてちよつと申し上げかねるやうな事情でありますので、お許しを願ひたいと思ひます。大体そんな考へ方で進んでゐることを御了承願ひたいと存じます。

○三宅委員 そうすると學識経験者も加へ、三常任委員会の委員も加へ、官庁も加へて、官制による委員会でもお作りになるのですか、あるいは非公式にいろいろあつていゝのを、それでまず充足しようといふお考えですか。どちらにしても再延長がないとすると、あと十日くらいです。お忙しいこととはよくわかつておりますし、そういう委員会も必要だけれども、今年やれるものを早くやるという意思はもうわかつておりますから、早くめどをつけていただきたいと思ひます。

○吉川政府委員 具体的な問題と申します。給食に關係した具体的な仕事を十月から三月までと予定をいたしておられます。従つて今回は法的な措置はございませんで行政的な措置をもつていくつもりでございまして、大体会期終了までには見通しがつくつもりで準備をいたしております。

○三宅委員 それは間違ひなくやつて

いただくようにお願いしておきます。

○炭谷委員 さつき文部省の小林管理局長から答弁がありました。が、学校給食を主体とするパンの工場は全国で現在どのくらいございますか。

○桑原説明員 その点は今ちよつと記憶がございませんので、調べまして後ほどお答えいたしたいと思ひます。

○佐藤委員長 ほかに御質問がなければ本日はこれにて散会いたします。

午後十二時五十九分散会